

多摩中央公園改修整備・運営事業
実施協定書(案) 新旧対照表

No	実施協定書	別紙	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前(令和3年1月22日公表版)	修正後(令和3年7月修正版)
1	○		1							—	多摩市(以下「市」という。)と認定計画提出者である●●●●及び●●●●(以下「事業者」という。)は、令和3年9月●●日に、多摩中央公園改修整備・運営事業基本協定を締結した。	多摩市(多摩市及び多摩市教育委員会をいう。以下「市」という。)と認定計画提出者である●●●●及び●●●●(以下「事業者」という。)は、令和3年12月●●日に、多摩中央公園改修整備・運営事業基本協定を締結した。
2	○		7	2	1	20				(公募対象公園施設の設置及び管理運営)	第20条 事業者は、協定関連書類に従い、公募対象公園施設を設置・所有し、管理運営を行うものとする。	第20条 事業者は、協定関係書類に従い、公募対象公園施設を設置・所有し、管理運営を行うものとする。
3	○		7	2	1	21	2			(公募対象公園施設に係る設置管理許可)	2 市は、事業者の許可申請内容が協定関連書類に合致し、かつ、関係法令等に反していないと認める場合、当該許可を行うものとする。	2 市は、事業者の許可申請内容が協定関係書類に合致し、かつ、関係法令等に反していないと認める場合、当該許可を行うものとする。
4	○		8	2	1	25	2			(設置管理許可の更新)	2 市は、事業者の管理運営が協定関連書類に合致し、かつ、関係法令等に反していないと認める場合は、事業期間中、1回に限り、前項の設置管理許可の更新を認めるものとする。	2 市は、事業者の管理運営が協定関係書類に合致し、かつ、関係法令等に反していないと認める場合は、事業期間中、1回に限り、前項の設置管理許可の更新を認めるものとする。
5	○		8	2	1	26				(認定有効期間を超える継続許可の申請)	第26条 事業者は、認定有効期間を超えて、前条第1項の規定による許可の更新を希望するときは、当該許可期間満了の1年前までに、文書により市に対し意向を表明することとし、事業者の管理運営が協定関連書類に合致し、かつ、関係法令等に反していないと判断した場合は、これを認めることができるものとする。この場合、事業者は、許可期間満了の6か月前までにあらためて許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。	第26条 事業者は、認定有効期間を超えて、前条第1項の規定による許可の更新を希望するときは、当該許可期間満了の1年前までに、文書により市に対し意向を表明することとし、事業者の管理運営が協定関係書類に合致し、かつ、関係法令等に反していないと判断した場合は、これを認めることができるものとする。この場合、事業者は、許可期間満了の6か月前までにあらためて許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。
6	○		10	2	2	28				(公募対象公園施設の設計)	第28条 事業者は、協定関連書類に従い、公募対象公園施設の設計業務を実施するものとする。	第28条 事業者は、協定関係書類に従い、公募対象公園施設の設計業務を実施するものとする。
7	○		10	2	2	30				(公募対象公園施設の建設工事)	第30条 事業者は、協定関連書類及び第21条第1項の規定による許可の際に付された許可条件に基づき、公募対象公園施設の建設を行うものとする。	第30条 事業者は、協定関係書類及び第21条第1項の規定による許可の際に付された許可条件に基づき、公募対象公園施設の建設を行うものとする。
8	○		13	2	3	38				(公募対象公園施設の管理運営)	第38条 事業者は、協定関連書類、及び第21条第1項の規定による許可の際に付された許可条件(第25条第1項の規定により許可が更新された場合は、当該許可。以下「許可条件」という。)に基づき、適切に管理運営を行うものとする。	第38条 事業者は、協定関係書類、及び第21条第1項の規定による許可の際に付された許可条件(第25条第1項の規定により許可が更新された場合は、当該許可。以下「許可条件」という。)に基づき、適切に管理運営を行うものとする。
9	○		15	3	1	45				(特定公園施設の設計)	第45条 事業者は、協定関連書類に従い、特定公園施設の実施設計を実施するものとする。	第45条 事業者は、協定関係書類に従い、特定公園施設の実施設計を実施するものとする。
10	○		17	3	1	51				(特定公園施設の改修工事)	第51条 事業者は、協定関連書類、設計図書及び第49条に規定する施工計画書に従って、特定公園施設の改修工事を行うものとする。	第51条 事業者は、協定関係書類、設計図書及び第49条に規定する施工計画書に従って、特定公園施設の改修工事を行うものとする。
11	○		21	3	1	66				(工事監理業務の実施)	第66条 事業者は、協定関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、特定公園施設の工事監理業務を行うものとする。	第66条 事業者は、協定関係書類に従い、自らの責任及び費用負担において、特定公園施設の工事監理業務を行うものとする。
12	○		22	3	2					第2節 特定公園施設の引渡し	第3節 特定公園施設の引渡し	第2節 特定公園施設の引渡し

多摩中央公園改修整備・運営事業
実施協定書(案) 新旧対照表

No	実施協定書	別紙	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前(令和3年1月22日公表版)	修正後(令和3年7月修正版)
13	○		23	3	2	70				(契約不適合責任)	第70条 市は、特定公園施設が協定関連書類に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。	第70条 市は、特定公園施設が協定関連書類に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
14	○		23	3	3					第3節 特定公園施設の管理運営	第4節 特定公園施設の管理運営	第3節 特定公園施設の管理運営
15	○		23	3	3	71				(特定公園施設の管理運営業務)	第71条 事業者は、令和4年4月1日から事業期間終了日までの間、協定関連書類に基づき、自己の費用及び責任で、特定公園施設の管理運営業務を実施するものとする。	第71条 事業者は、令和4年4月1日から事業期間終了日までの間、協定関係書類に基づき、自己の費用及び責任で、特定公園施設の管理運営業務を実施するものとする。
16	○		40								令和3年●●月●●日 市：東京都多摩市関戸6-12-1 多摩市 多摩市長 阿部 裕行	令和4年●●月●●日 市：東京都多摩市関戸6-12-1 多摩市 多摩市長 阿部 裕行 <u>東京都多摩市関戸6-12-1</u> <u>多摩市教育委員会</u> <u>教育長 清水 哲也</u>
17		1	1					(8)		別紙1 用語の定義	「公募設置等計画」とは、事業者が本事業に応募するにあたり、令和3年7月●●日に市に提出した提案書をいう。	「公募設置等計画」とは、事業者が本事業に応募するにあたり、令和3年8月●●日に市に提出した提案書をいう。
18		1	1					(9)		別紙1 用語の定義	「公募設置等指針等」とは、令和3年1月14日に市が公表した多摩中央公園改修整備・運営事業の公募設置等指針、要求水準書等、及び公表後に上記資料に関して受け付けた質問に対する市の回答をいう。	「公募設置等指針等」とは、令和3年1月14日に市が公表した多摩中央公園改修整備・運営事業の公募設置等指針、要求水準書等、及び公表後に上記資料に関して受け付けた質問に対する市の回答（公表後の質問を受けて修正を行った場合は、修正後の資料）をいう。
19		1	2					(21)		別紙1 用語の定義	「認定公募設置等計画」とは、事業者が市に提出した公募設置等計画について、その後の市との協議等を経て市に提出し、令和3年12月●●日に認定された公募設置等計画（認定後に変更された場合は、変更後のもの）をいう。	「認定公募設置等計画」とは、事業者が市に提出した公募設置等計画について、その後の市との協議等を経て市に提出し、令和4年2月●●日に認定された公募設置等計画（認定後に変更された場合は、変更後のもの）をいう。
20		1	2					(27)		別紙1 用語の定義	「要求水準書等」とは、令和3年1月14日に市が公表した多摩中央公園改修整備・運営事業の要求水準書、添付資料、提供資料、閲覧資料及び公表後に上記資料に関して受け付けた質問に対する市の回答をいう。	「要求水準書等」とは、令和3年1月14日に市が公表した多摩中央公園改修整備・運営事業の要求水準書、添付資料、提供資料、閲覧資料及び公表後に上記資料に関して受け付けた質問に対する市の回答（公表後の質問を受けて修正を行った場合は、修正後の資料）をいう。
21		3	5				1			1 事業全体スケジュール	・基本協定の締結日：令和3年9月●●日 ・公募設置等計画説明業務期間：基本協定締結日～令和3年12月●●日 ・公募設置等計画の認定日：令和3年12月●●日 ・実施協定の締結日：令和3年12月●●日	・基本協定の締結日：令和3年12月●●日 ・公募設置等計画説明業務期間：基本協定締結日～令和4年1月●●日 ・公募設置等計画の認定日：令和4年2月●●日 ・実施協定の締結日：令和4年2月●●日
22		3	5				2			2 公募対象公園施設	・公募対象公園施設の設計期間：基本協定締結日～令和●●年●●月●●日	・公募対象公園施設の設計期間：実施協定締結日～令和●●年●●月●●日
23		3	5				3			3 特定公園施設	・特定公園施設の設計期間：基本協定締結日～令和●●年●●月●●日	・特定公園施設の設計期間：実施協定締結日～令和●●年●●月●●日

多摩中央公園改修整備・運営事業
 実施協定書(案) 新旧対照表

No	実施協定書	別紙	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前(令和3年1月22日公表版)	修正後(令和3年7月修正版)
24		3	5				4			4 利便増進施設	・利便増進施設の設計期間：基本協定締結日～令和●年●月●日	・利便増進施設の設計期間： <u>実施協定</u> 締結日～令和●年●月●日
25		3	6				6			6 連携協議会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協議会設立業務（STEP1）の実施期間：基本協定締結日～令和3年12月●日 ・連携協議会運営業務（STEP2）の実施期間：令和3年12月●日～令和●年3月31日 ・連携協議会設立総会の開催予定日：令和3年12月●日 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協議会設立業務（STEP1）の実施期間：令和4年2月●日～令和4年3月●日 ・連携協議会運営業務（STEP2）の実施期間：令和4年3月●日～令和●年3月31日 ・連携協議会設立総会の開催予定日：令和4年3月●日